



# 調査票Bの記入のしかた

総務省  
経済産業省

## ◆ 調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

平成26年経済センサス - 基礎調査及び平成26年商業統計調査は、「統計法」に基づく基幹統計調査として、総務省及び経済産業省が、都道府県及び市区町村を通じて一体的に実施するものです。

調査票に記入していただいた内容は、「統計法」の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

なお、調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすことは、「統計法」により固く禁じられています。

## この調査の対象となる事業所について

- この調査は、すべての事業所が対象です。調査票は、**事業所ごとに記入してください。**
- 事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、同一経営主体のもとで、一定の場所を占めて、従業員と設備を有し、継続的に行われている個々の場所的単位をいいます。
  - ※ 会社、店舗、工場、事務所、営業所、スーパー、医院、学校、旅館、寺院などのように固定的な場所で事業を行っている場合は、その場所が事業所になります。
  - ※ 個人タクシーなどのように事業を行う場所が定まっていない場合や、下請加工、個人教授、著述家などで自宅の一部で事業を営んでいるような場合は、自宅が事業所となります。

## 調査票の記入方法について

- 平成26年7月1日現在の貴事業所について、この『調査票Bの記入のしかた』を事前にお読みいただき、調査票に記入してください。
- 調査票には、事業所における記入負担を軽減するため、「平成24年経済センサス - 活動調査」(平成24年2月1日実施)の結果や、労働保険情報などに基づき、**事業所の名称・所在地・電話番号などの情報が、あらかじめ印字されている場合があります。**
- 調査票の9欄以降は、事業所の経営組織等により記入する調査項目が異なります。6～7ページを参考に貴事業所の記入箇所を確認して、過不足がないように記入してください。
- 調査票は、**黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください**(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)。記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。

## 調査票の提出方法について

- 調査の回答方法は、調査員に調査票を提出する方法のほか、**パソコンを使用してオンラインでもご回答いただけます。**詳しくは、同封の『オンライン調査利用ガイド』をお読みください。
  - ※ オンラインでご回答いただく場合は7月7日(月)までをお願いいたします。
- 調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。

ご記入に当たってご不明な点がございましたら、同封の『調査についてのお問い合わせ先』に記載されている連絡先にお問い合わせください。

◇ご記入いただいた内容で不明な点があった場合は、後日照会させていただくことがあります。

# 記入のしかた (第1面) 左 1~4

## 調査票記入者の連絡先

- ご記入いただいた内容について、後日照会させていただく場合がありますので、この調査票を記入される方の所属部署名、記入者氏名及び電話番号を記入してください。

## 「□」欄のある項目について

- 「□」欄のある項目については、あらかじめ印字されている場合、その内容をご確認いただき、変更があれば、当該箇所を二重線で消して訂正してください。「□」欄のある項目は、1、2、4、5、6、7及び10欄です。
- あらかじめ印字されている内容に変更がない場合は、「□」欄に「レ」印を記入してください。
- 名称等が長い場合、途中までしか印字されていない場合があります。変更がなければ、追加で記入する必要はありません。

## 1 事業所の名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。
- 貴事業所が法人の「支所・支社・支店」である場合は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名）を記入してください。  
例) ○ (株)山田自動車 新潟工場  
× 新潟工場 × (株)山田自動車
- 法人の種類を示す部分は、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。  
株式会社→(株) 学校法人→(学) 社会福祉法人→(福)(社福)  
有限会社→(有) 医療法人→(医) 公益社団法人→(公社)  
相互会社→(相) 宗教法人→(宗) 公益財団法人→(公財)  
合名会社→(名) 生活協同組合→(生協) 一般社団法人→(一社)  
合資会社→(資) 漁業協同組合→(漁協) 一般財団法人→(一財)  
合同会社→(同) 農業協同組合→(農協)
- 名称を特に持たない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- フリガナは、カタカナで記入してください。この場合、英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分及び通称名には、フリガナは記入する必要はありません。
- 通称名には屋号などを記入します。フランチャイズチェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称・店舗名を記入してください。

## 4 (1) 貴事業所で行っている事業

- 14~15 ページを参照して、この事業所で行っているすべての事業について、該当する番号を○で囲んでください。
- 業種及び業態を選択する際の参考として、事業に関する説明や事例を紹介している、『経済センサス「事業の種類」検索辞典』をインターネット上で掲載しています。  
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/jiten/index.htm>

## 4 (2) 主な事業の内容

## 4 (3) 生産品、取扱い商品又は営業種目

- 16 ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。  
<管理事務、自家用倉庫、補助的業務について>
- 「管理事務」とは、支所等の人事、総務、経理、法務、企画、広報、情報システムの管理など、組織全体又は地方組織の管理統括業務として活動を行っている場合（地方統括本部も含む）をいいます。
- 「自家用倉庫」とは、組織内で使用する倉庫のことをいいます。他社等に貸し出している倉庫は含めません。
- 「補助的業務」とは、自家用補修、輸送、清掃、修理、整備、保安等の業務により、組織内の他の事業所の支援業務を行っている場合をいいます。

## 4 (4) 事業の業態

- 4 (2) 欄で「1 管理事務」を選択した場合は、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業が、建設、製造品の出荷・加工、卸売、小売、飲食サービスのいずれかであっても記入する必要はありません。

秘 基幹統計調査 平成26年 経済センサス-基礎調査 (甲調査) 調査票B 平成26年7月1日 総務省・経済産業省 政府統計

●この調査は、統計法に基づき基幹統計調査として実施し、報告の義務があります。  
●秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。  
●調査票に記入していただいた内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。  
●別にお記した「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。  
●オンラインでご回答いただく場合は、別にお記したオンライン調査利用ガイドをご覧ください。  
●調査対象者ID及び「確認コード」はこの調査票の最下部に記載されています。

調査票の 内容について、照会する場合がありますので、記入をお願いします。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	調査票の所属部署名	記入者氏名	電話番号
			総務課	フリガナ ケイザイ タロウ ( )	( 03 ) 3501 局 xxxx 番 (内線: 1234)

●あらかじめ名称・所在地等が印刷されている場合は、確認して変更・修正があれば訂正してください。  
●変更・修正がなければ「□」に「レ」印を記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号	フリガナ	ワカバヤシサンギョウテン	ワカバヤシサンギョウ
電話番号			
正式名称	□	若林商店	(株)若林産業
通称名	レ		
電話番号(代表)	( 03 )	3501 局	xxxx 番

2 事業所の所在地

郵便番号	都道府県名	市区町村名
1000-1234	東京都	千代田区
町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)	
霞ヶ関1丁目3番地1号	コウゾウビル 1F	

3 事業所の従業者数

① 個人業主	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員	④ 正社員・正職員	⑤ 正社員・正職員以外の人(無期又は1か月を超える期間を定めて雇用)	⑥ 臨時雇用者(1か月以内の期間、又は日々雇用)	⑦ 合計(①~⑥の合計)	⑧ 送出者	⑨ 出向	⑩ 派遣
1	1	3	3	2	9	1	1	1	
男									
女									

【例】④以外の人の8時間換算雇用者数(端数は切り上げ)  
【例】3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合  
(3×3)+(5×1)+(6×2)÷8時間=3.25 ⇒4人

4 事業所の事業の種類及び業態

1 農業、林業	2 漁業	3 鉱業、採石業、砂利採取業	4 建設	5 製造業	6 電気・ガス・熱供給・水道業	7 情報通信業	8 運輸業、郵便業	9 卸売業、小売業
10 金融業、保険業	11 不動産業、物品賃貸業	12 学術研究、専門・技術サービス業	13 宿泊業、飲食サービス業	14 生活関連サービス業、娯楽業	15 教育、学習支援業	16 医療、福祉	17 他の営利事業	18 その他(政治・経済・文化・宗教団体など)

(1) 貴事業所で行っている事業 (行っている事業の全ての番号を○で囲んでください。)

(2) 主な事業の内容  
貴事業所で行っている事業のうち、過去1年間の取引量が最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。

(3) 生産品、取扱い商品又は営業種目  
左記(2)で記入した内容について、生産品、取扱い商品又は営業種目を、取引量又は販売量の多い順に記入してください。(主に卸売業・小売業を営んでいる場合は、記入不要です。)

婦人・子供服小売業

1 管理事務(支所等の管理業務、総務、経理、広報業務等)	2 自家用倉庫(自家倉庫)	3 補助的業務(自家倉庫、用修理工場等)	4 建設	5 製造業	6 卸売業	7 小売業
			1 土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上	2 建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上	3 土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満	4 主に製造して出荷又は卸売
			5 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売	6 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工	7 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売	8 主に他企業の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を卸売
			9 主に製造して店舗で小売	10 主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売	11 主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売	12 主に調理済みの料理品(折詰料理、そうざんなど)を小売
			13 主に顧客の注文で調理する料理品を提供(配達を含む)			

## 「8時間換算雇用者数」の計算方法について

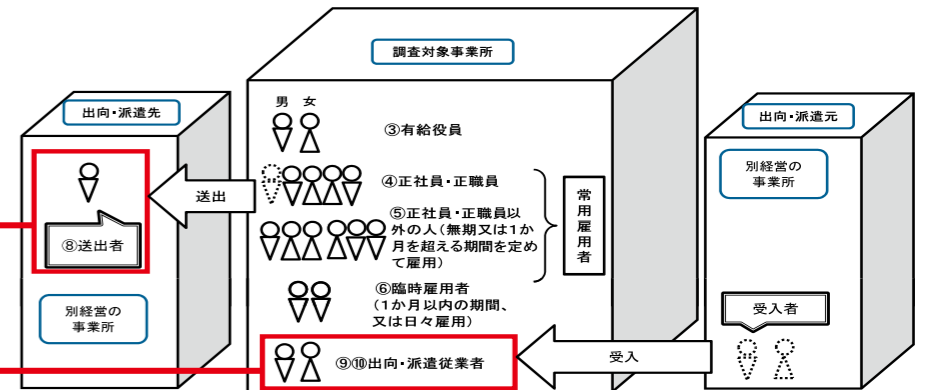
- 常用雇用者のうち「パート・アルバイトなど」全員の1日の延べ労働者数を8時間で割った値を記入してください(端数切り上げ)。  
<例>パート・アルバイトの合計が6人で、3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合  
{(3×3)+(5×1)+(6×2)} ÷ 8 (時間) = 3.25 → 4(人)

## 2 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。  
例) ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1  
× 若松町3-2-1
- ビルなどの中に事業所がある場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と階数(マンションの場合は、号室)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「〇〇構内」と記入してください(〇〇は入居先の法人名と事業所名を記入してください)。

## 3 事業所の従業者数

- 貴事業所に所属する従業者を、①~⑩の区分ごとに記入してください。
- 「送出者」及び「受入者」については、下の図を参考にしてください。  
<事業所の従業者数の説明(送出者及び受入者)>



- 【①個人業主】個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④ 正社員・正職員などと呼ばれている人」としてください。
- 【②個人業主の家族で無給の人】個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに常時従事している人をいいます。・家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受け取っている場合は、「常用雇用者」としてください。
- 【③有給役員】法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。・無給役員は従業者には該当しません。・他の法人の役員を兼ねている場合であっても、貴法人が役員報酬を支給している場合は、貴法人の有給役員に該当します。
- 【⑤常用雇用者のうち④以外の人】常用雇用者のうち、一般に、パート、アルバイト、契約社員、嘱託、又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- 【⑥臨時雇用者】(常用雇用者以外の雇用者)1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人など、調査票の「常用雇用者」の説明に該当しない人をいいます。・パートやアルバイトなどと呼ばれている人であっても、常用雇用者の説明に該当する場合は、「⑤常用雇用者のうち④以外の人」に記入してください。
- 【⑦合計(①~⑥の合計)】・合計はすべての事業所が必ず記入してください。・「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
- 【⑧送出者】労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
- 【⑨受入者のうち出向】在籍出向など出向元に籍を置いたまま、貴事業所で働いている人をいいます。
- 【⑩受入者のうち派遣】労働者派遣法という派遣労働者で、貴事業所で働いている人をいいます。・業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、受入者には含めません(別経営の事業所の従業者となります)。



# 記入のしかた（第1面）右上 5～8

## 5 事業所の開設時期

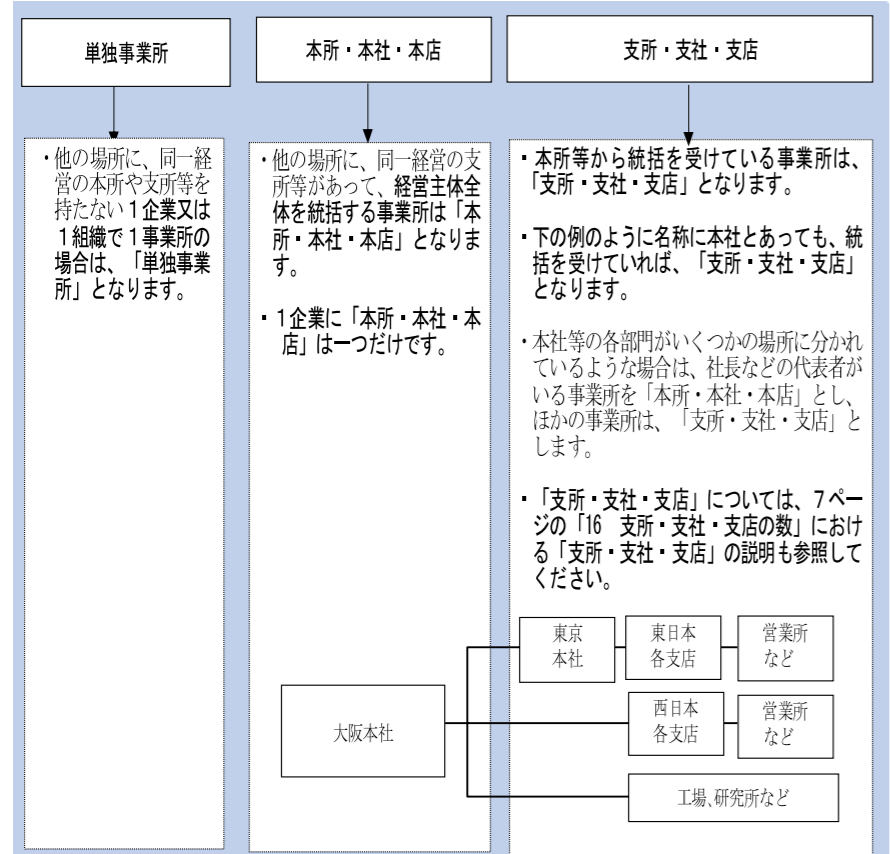
- 会社や企業の創業時期ではなく、貴事業所が現在の場所で事業を始めた時期について、当てはまる番号を一つだけ選択し○で囲んでください。
- 平成17年以降に事業所を開設した場合は、「4 平成17年以降」を選択の上、開設年を記入してください。
- 開設年が平成25年又は平成26年の場合は、開設月も記入してください。
- 以下の場合は、その時期を事業所の開設時期とします。
  - ・個人経営の事業所で、経営権の譲渡により、経営者が交代した場合（相続により引き継いだ場合は該当しません。）
  - ・個人経営の事業所が株式会社になった場合など、経営組織を変更した場合（ただし、有限会社から株式会社への変更、株式会社から合資会社又は合同会社への変更など、会社の種類のみを変更した場合は除きます。）
  - ・法人が新設（対等）合併や分割により設立された場合
  - ・貴事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

## 6 経営組織

- 個人が共同で事業を行っている場合は、「個人経営」になります。
- 「外国の会社」とは、外国に本所がある会社の国内支所の場合をいいます。日本国内に本社がある場合（海外の企業が日本法人を設立しているような場合）は、その会社に外国の資本が参加している、いわゆる「外資系の会社」であっても、「外国の会社」には該当しません。

## 7 単独事業所・本所・支所の別

- 「単独事業所」、「本所・本社・本店」、「支所・支社・支店」の区分は、以下のとおりです。



- 支所・支社・支店の場合は、「3 本店は商業」、「4 本店は製造業」、「5 本店は商業、製造業以外」から選択してください。
- 外国の会社の場合は、その下の「本所・本社・本店の名称・電話番号及び所在地」の欄は記入しないで8欄へお進みください。

5 事業所の開設時期		① 昭和59年以前	2 昭和60～平成6年	3 平成7～16年	4 平成17年以降	平成 年 月
6 経営組織		1 個人経営	2 株式会社 有限会社 相互会社	3 合資会社 合資会社	4 合同会社	5 会社以外の法人 公益財団・社団法人、 一般財団・社団法人、 学校・宗教・医療法人、 協同組合、信用金庫等
7 単独事業所・本所・支所の別		① 単独事業所 他の場所に支所・支店を 持たない事業所	② 本所・本社・本店 所に支所・支店を 持たない事業所	支所・支社・支店 他の場所にある本所・本社・本店 などの統括を受けている事業所		
8 事業所又は組織全体の年間総売上(収入)金額		●金額については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税抜き記入 税込みで記入できない場合は、右の□に「レ」印を記入し、税抜きで 記入してください。				

## 8 事業所又は組織全体の年間総売上(収入)金額

- 平成25年1月から12月までの年間総売上(収入)金額を記入してください。この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算について記入してください。
- 年間総売上(収入)金額については、右欄の「年間総売上(収入)金額について」を参照してください。
- 平成25年に事業所を移転している場合は、移転前と移転後の売上の合計を記入してください。
- 「本所・本社・本店」においては、「支所・支社・支店」を含めた組織全体の年間総売上(収入)金額を記入してください。
- 組織全体の年間総売上(収入)金額は、企業グループ全体(連結)の総売上(収入)金額ではなく、企業単体(単独)の総売上(収入)金額を記入してください。
- 年間総売上(収入)金額が5千円未満又は売上(収入)金額がない場合は、「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

## 年間総売上(収入)金額について

### 《個人経営の場合》

- 「確定申告」を参考に記入することができます。
  - 青色申告の場合は、「青色申告決算書」の売上(収入)金額に該当する科目の金額を記入してください。
- ＜青色申告決算書「一般用」の該当箇所＞

科目	金額(円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①
前払商品(製品)類	②
仕入金額(雑収入)	③
小計(②+③)	④
期末商品(製品)類	⑤
差引原価(④-⑤)	⑥

※「現金主義用」及び「不動産所得用」の様式では、科目番号④が該当

- 白色申告の場合は、「収支内訳書」の収入金額の計に該当する科目の金額を記入してください。
- ＜収支内訳書「一般用」の該当箇所＞

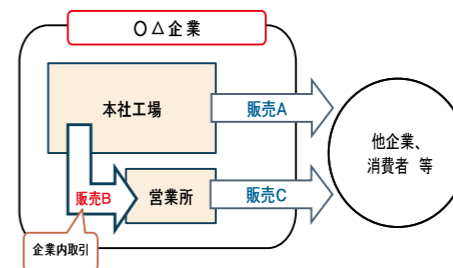
科目	金額(円)
売上(収入)金額	①
家事消費	②
その他の収入	③
計 (①+②+③)	④

※「不動産所得用」の様式では、科目番号⑤が該当

### 《個人経営以外の場合》

- 年間総売上(収入)金額は、以下を参考に記入してください。
- 【会社(金融業、保険業除く)】
  - ・農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医業収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。
  - ・有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。
- 【学校法人】
  - ・消費収支計算書(又は損益計算書)の消費収入の部(又は経常収益)のうち、事業活動によって得た収入及び事業を継続するための収入を記入してください。
  - ・消費収支計算書以外で経理する収益事業がある場合には、その売上(収入)金額を含めてください。
- 【宗教団体】
  - ・宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入(例: 駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入)を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。
- 【金融業、保険業、会社以外の法人、法人でない団体(上記以外のもの)】
  - ・経常収益・事業収入等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合はその事業収入も含めてください。
  - ・会社以外の法人の場合は、寄付金、補助金、運営費交付金等は事業の収入になります。
- 企業内取引は、組織全体の年間総売上(収入)金額に含めません。

### ＜企業内取引の例＞



自社内の営業所に引き渡した額(販売B)は企業内取引なので、年間総売上(収入)金額に含めず、他企業へ販売した額(販売Aと販売C)を企業の年間総売上(収入)金額として記入します。



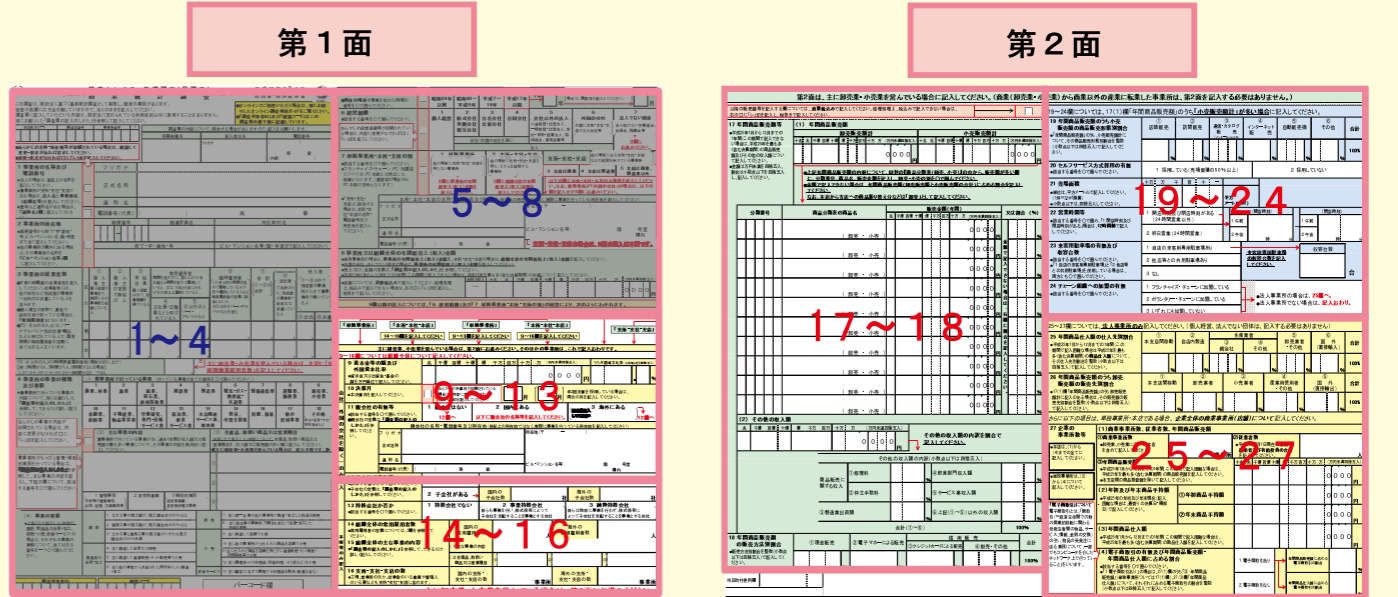
# 記入のしかた（第1面）右下 9～16

調査票の9欄以降は、事業所の経営組織等により、記入する調査項目が異なります。貴事業所の記入箇所を確認して、過不足がないように記入してください。

事業所の経営組織等の区分	単独事業所・本所・支所の別	会社(外国の会社を除く)の場合	本所・本社・本店の場合	主に卸売業・小売業を営んでいる場合	小売販売額が多い場合	法人事業所の場合
個人経営	単独事業所 本所・本社・本店 支所・支社・支店		14～16	17～18	19～24	
会社以外の法人	単独事業所 本所・本社・本店 支所・支社・支店		14～16	17～18	19～24	25～27
株式・有限・相互会社、合名・合資会社、合同会社	単独事業所 本所・本社・本店 支所・支社・支店	9～13	14～16	17～18	19～24	25～27
外国の会社	支所・支社・支店			17～18	19～24	25～26
法人でない団体	単独事業所 本所・本社・本店 支所・支社・支店			17～18	19～24	
●なお、以下の区分に該当する場合は、その該当欄の記入区分に従って記入してください。						
仕入れ・販売を行っておらず、管理・補助的業務のみを行っている商業企業の本所・本社・本店、自家用倉庫、その他の補助的業務を行う事業所	本所・本社・本店 自家用倉庫・その他の補助的業務を行う事業所					27
他の事業所のための商品売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)であって、卸売・小売販売がない場合	単独事業所 本所・本社・本店 支所・支社・支店	9～16欄の記入箇所は、上欄の該当する記入区分に従って記入してください。		17(2)		27
商業(卸売業・小売業)から商業以外の産業に転業した事業所	単独事業所 本所・本社・本店 支所・支社・支店					

※斜線の箇所は記入不要の項目です。

調査票の記入箇所



## 9 資本金等の額及び外国資本比率

- 1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円未満の場合は、「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式総数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0」と記入してください。

## 10 決算月

- 仮決算や中間決算は含めず、本決算月のみを記入してください。

## 11 親会社の有無等

- 親会社とは、貴社の議決権を、50%を超えて直接所有する会社のことをいいます。ただし、50%以下であっても、貴社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表において貴社の直近上位に位置する会社を親会社とします。
- 親会社が国内にある場合は、親会社の正式名称(登記上の名称)、通称名、電話番号及び所在地(実際に事業を行っている所在地)を記入してください。
- 親会社が海外にある場合は、「3 海外にある」を選択の上、親会社の所在国名を記入してください。

## 12 子会社の有無等

- 子会社とは、貴社が50%を超える議決権を所有する会社のことをいいます。また、子会社あるいは貴社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含まれます。ただし、50%以下であっても、貴社が子会社として連結財務諸表を作成している場合は、その会社を含めます。
- 子会社がある場合は、子会社数を国内と海外に分けて記入してください。
- 国内と海外のいずれか一方だけに子会社がある場合には、もう一方の子会社数は「0」と記入してください。

## 13 持株会社か否か

- 持株会社とは、貴社の総資産に対する子会社の株式の取得価額の合計が50%を超えている場合をいいます。
- 金融持株会社は、「純粋持株会社」に含まれます。

9～16欄については組織全体について記入してください。

9 資本金等の額及び外国資本比率	兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入)	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	円	うち外国資本比率(小数第2位を四捨五入)	0 . 0 %
10 決算月	本決算月を記入してください。	レ	3 月	年2回決算を採用している場合は、両方の月を記入してください。	
11 親会社の有無等	1 親会社はない	2 国内にある	3 海外にある	12欄へ	12欄へ
親会社の名称・電話番号及び所在地 (登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください)					
フリガナ	ワカバヤシジョウジ	所在地(〒)	100 - 1234		
正式名称	(株)若林商事	東京都千代田区文京1丁目3-5			
通称名	ワカショウ	ビル・マンション名等: 階 号室 構内			
電話番号(代表)	(03) 3500 局 xxx x 番				
12 子会社の有無等	1 子会社はない	2 子会社がある	3 純粋持株会社	13欄の記入は不要です。	
●該当する番号を○で囲んでください。●子会社の定義は、「調査票の記入のしかた」を参照してください。					
13 持株会社か否か	1 持株会社でない	2 事業持株会社	3 純粋持株会社		
●該当する番号を○で囲んでください。					
14 組織全体の常用雇用者数	国内の常用雇用者数	40	海外の常用雇用者数	0	人
●常用雇用者の定義については、3欄を参照してください。					
15 組織全体の主な事業の内容	(1) 主な事業の内容	衣服の製造			
●「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。					
(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目	1 婦人服	2 子供服	3 服飾雑貨		
16 支所・支社・支店の数	国内の支所・支社・支店の数	4	海外の支所・支社・支店の数	0	事業所
●工場、営業所のほか、従業員がいる倉庫や管理人のいる寮なども支所・支社・支店に含めます。					

主に卸売業・小売業を営んでいる場合は、第2面にお進みください。

## 14 組織全体の常用雇用者数

- 支所、支社、支店、営業所、工場、出張所などを含めた組織全体の常用雇用者数を国内と海外に分けて記入してください。倉庫や寮などの従業者や管理人なども含めます。
- 常用雇用者がいない場合は、「0」と記入してください。

## 15 組織全体の主な事業の内容

- 支所、支社、支店、営業所、工場、出張所などを含めた組織全体の主な事業の内容について、16ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。
- 「主な事業の内容」は、会社の定款等に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業について記入してください。複数の事業を行っている場合は、過去1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
- 「生産品、取扱い商品又は営業種目」は、収入額又は売上額の多い順に記入してください。

## 16 支所・支社・支店の数

- 所有する支所、支社、支店、営業所、工場、出張所などの数を国内と海外に分けて記入してください。
- 国内と海外のいずれか一方だけに「支所・支社・支店」がある場合には、もう一方の「支所・支社・支店」数は「0」と記入してください。

- <支所・支社・支店について>
- この調査における「支所・支社・支店」とは、「本所・本社・本店」が統括している事業所のうち、従業員を有し、事業・活動が行われている場所をいいます。営業所、出張所、工場、配送センター、従業員のいる倉庫や管理人のいる寮なども「支所・支社・支店」に含まれます。
  - 名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。
  - 以下については、「支所・支社・支店」に該当しません。
    - ・百貨店やスーパーマーケットなどの中にある消化仕入をしている売場(テナントでないもの)
    - ・フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合(ただし、加盟店の経営者が複数の店舗を所有している場合、その店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。)
    - ・建築現場や建設業における現場事務所など
    - ・ATMやコインランドリーなどの無人の店舗
    - ・ボランティアなど、無給の従業員のみで事業を行っている場合
    - ・子会社、関連会社などのグループ企業の事業所



# 記入のしかた (第2面) 左 17~18

企業全体でなく、貴事業所のみ年間商品販売額及びその他の収入額について記入してください。

平成25年1月から12月までの1年間分を記入してください。

この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算について記入してください。

卸売事業所	小売事業所
<p>小売事業所、他の卸売事業所や、他産業の事業所に商品を販売する事業所</p> <p>○卸売商、問屋、商社、貿易商、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事業所などは卸売事業所となります。</p>	<p>「個人用」又は「家庭用消費」のために商品を販売する事業所</p> <p>○製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する製造小売事業所(パン屋、菓子屋など)も小売事業所となります。</p> <p>○ガソリンスタンドはすべて小売事業所となります。</p>

以下の場合も調査の対象となります。

- 駅構内にある事業所
- 会社、官公庁、学校、工場、有料道路内などの構内にある別経営の事業所
- 無店舗販売を行っている事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売など)
- 移動販売を行っている事業所(露天、行商、旅商、屋台、立売など)
- 商業を営む法人企業で商品の仕入れや販売を行わないで管理・補助的業務のみを行っている事業所(本所・本社・本店、自家用倉庫、その他の補助的業務を行う事業所)

## 17(2) その他の収入額

- 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
- 「その他の収入額」には、商品の販売以外の事業による収入額及び商品販売に関連した修理料、仲立手数料の合計を記入してください。DPE、宅配便取次などの場合には、利用者が支払う金額でなく、取引先の業者から受け取る手数料を記入してください。
- 企業全体ではなく、貴事業所のみ「その他の収入額」について記入してください。
- 「その他の収入額」の合計を100%として、その内訳を%で記入してください。(小数点以下四捨五入)

【注意】 卸売業・小売業の対象とならない場合

商業以外の事業活動③~⑥のうち1つの収入額が、「年間商品販売額(卸売+小売)」、「①修理料」、「②仲立手数料」の合計額を上回る場合、貴事業所は商業以外の産業に分類されます。

その場合には、必ず1面の「4. 事業所の事業の種類及び業態」の「(2) 主な事業の内容」、「(3) 生産品、取扱商品又は営業種目」、「(4) 事業の業態」をご記入ください。

以降の販売額等を記入する欄については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の口に「レ」印を記入し、税抜きで記入してください。

17年間商品販売額等												
(1) 年間商品販売額												
卸売販売額計						小売販売額計						
十兆	兆	千億	百億	十億	億	十兆	兆	千億	百億	十億	億	
					1000000000						2000000000	

- 平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の商品販売額及びその他の収入額について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。
- 上記年間商品販売額の内訳について、同封の「商品分類表(卸売、小売)」の中から、販売額が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
- 金額で記入できない場合は、年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)に占める割合を記入してください。なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	商品分類表の商品名	販売金額(年間)											又は割合(%)	
		兆	千億	百億	十億	億	十兆	兆	千億	百億	十億	億		
51211	男子服 (卸売・小売)						5	0	0	0	0	0	0	%
51221	婦人・子供服 (卸売・小売)						3	0	0	0	0	0	0	%
51331	かばん・袋物 (卸売・小売)						2	0	0	0	0	0	0	%
57211	男子服 (卸売・小売)						7	0	0	0	0	0	0	%
57311	婦人服 (卸売・小売)						6	0	0	0	0	0	0	%
57321	子供服 (卸売・小売)						4	0	0	0	0	0	0	%
57921	下着類 (卸売・小売)						3	0	0	0	0	0	0	%
	(卸売・小売)													%
	(卸売・小売)													%
	(卸売・小売)													%

(2) その他の収入額												
兆	千億	百億	十億	億	十兆	兆	千億	百億	十億	億		
					5	0	0	0	0	0	0	

その他の収入額の内訳(小数点以下は四捨五入)				
商品販売に関する収入	①修理料	%	④飲食部門収入額	100%
	②仲立手数料	%	⑤サービス業収入額	%
	③製造業出荷額	%	⑥上記①~⑤以外の収入額	%
合計(①~⑥)				100%

18年間商品販売額の販売方法別割合					
①現金販売	②電子マネーによる販売	信用販売		合計	
		③クレジットカードによる販売	④掛売・その他		
70%	20%		10%	100%	

市区町村使用欄				
---------	--	--	--	--

## 17(1) 年間商品販売額

- 企業内取引も年間商品販売額に含めます。企業内取引とは本支店間への商品振替分のことをいいます(第1面8欄とは取扱いが異なりますのでご注意ください。)
- 企業全体ではなく、貴事業所のみ年間商品販売額について記入してください。
- 「受託販売」を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額で記入してください。
- 「卸売」と「小売」では商品名及び分類番号が異なりますので、内訳欄の記入に当たっては、必ず別冊の商品分類表を用い、内容例示を参照して、卸売した商品は「卸売部門」、小売した商品は「小売部門」の商品名及び分類番号を記入してください。また、併せて「商品名」欄の(卸売・小売)のいずれか一方を○で囲んでください。
- 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
- 割合で記入する場合は、年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)に占める割合を、合計を100%とする整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。
- 取扱商品が10品目を超える場合には、調査票の17(1)の内訳欄には記入せず、別冊の商品分類表にある「商品別補助用紙」を使用してください。
- その際は、「商品別補助用紙」第1面右上にある「市区町村コード、調査区番号、事業所番号、\*」を調査票から転記するとともに「事業所名」を記入のうえ、該当する全ての取扱商品について「販売金額(年間)」欄又は「又は割合(%)」欄を記入し、当該用紙を切り離した上、調査票と一緒に提出してください。

## 18 年間商品販売額の販売方法別割合

- 年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)の販売方法別割合を記入してください。
- 「現金販売」には、商品券、小切手、プリペイドカード、デビットカード等による販売を含みます。
- 「電子マネーによる販売」については下の図を参照してください。
- 「クレジットカードによる販売」は、支払い方法を問わず、クレジットカードを用いたすべての販売をいいます。
- クレジットカードによらない割賦販売等は、「④掛売・その他」になります。

◎ここで把握する「電子マネーによる販売」とは、非接触型ICカードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売したものです。後払いのポストペイ方式により販売したものは、「④掛売・その他」に記入してください。具体的には下の図の黄色の部分をご覧ください。

利用媒体	プリペイド(前払い)
紙などの現物	ビール券、商品券、百貨店ギフトカード等
磁気カード、ICカード(接触式)	図書カード、ギフトカード、ポイントカード等
非接触式カード、携帯電話(無線通信)	事業系、鉄道会社系、流通系等
媒体なし(ID・パスワード等)	媒体にポイントを記録するだけでなく、サーバ上にてポイントを管理するもの

# 記入のしかた（第2面）右上 19～24

19～24欄は、第2面「17年間商品販売額等」のうち、「小売販売額計」が多い場合に記入する欄です。

## 19 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合

- ご用聞きは、「店頭販売」に含めます。
- 「訪問販売」は、セールスマン、セールスレディが消費者の家庭などを訪問して商品を販売するものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- 「通信・カタログ販売」は、テレビ、ラジオ、カタログ等の媒体を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申込みを受けて商品を販売するものです。
- 「インターネット販売」は、インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売するものです。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は「その他」に区分してください。

## 20 セルフサービス方式採用の有無

- 「セルフサービス方式」の判断基準は、以下を参照してください。

19～24欄については、17(1)欄「年間商品販売額」のうち「小売販売額計」が多い場合に記入してください。

19 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	① 店頭販売	② 訪問販売	③ 通信・カタログ販売 (インターネット以外)	④ インターネット販売	⑤ 自動販売機	⑥ その他	合計
●「年間商品販売額」のうち、小売販売額計について、その商品販売形態別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。	70		10	10		10	100%

20 セルフサービス方式採用の有無	① 採用している(売場面積の50%以上)	2 採用していない
-------------------	----------------------	-----------

21 売場面積	660	平方メートル(m <sup>2</sup> )
---------	-----	-------------------------

22 営業時間等	① 開店時刻及び閉店時刻(24時間営業以外) がある	② 終日営業(24時間営業)
●該当する番号を○で囲んでください。 ●「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、12時間制で記入してください。	1000	800

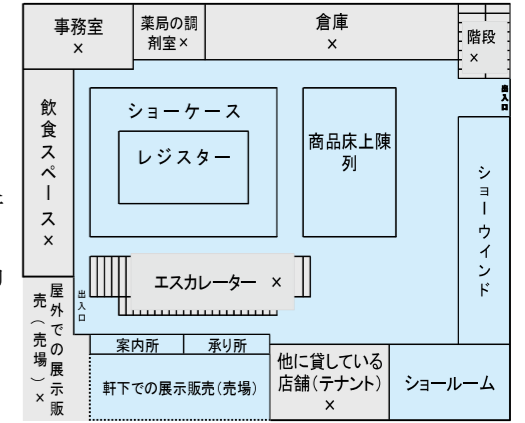
23 来客用駐車場の有無及び収容台数	① 自店の来客用専用駐車場 あり	収容台数 5 台
●該当する番号を○で囲んでください。 ●「1 自店の来客用専用駐車場」と「2 他店等との共用駐車場」を併用している場合は、両方とも○で囲んでください。	2 他店等との共用駐車場 あり	
	3 なし	

24 チェーン組織への加盟の有無	1 フランチャイズ・チェーンに加盟している	2 ボランタリー・チェーンに加盟している	③ いずれにも加盟していない
●該当する番号を○で囲んでください。			

●法人事業所の場合は、25欄へ。  
●法人事業所でない場合は、記入おわり。

## 21 売場面積

- 商品を販売するために実際に使用する延べ床面積を記入してください。
- 以下の事業所は「0」と記入してください。
  - ・ガソリンスタンド
  - ・自動車小売業(新車・中古車)
  - ・牛乳小売業(宅配専門)
  - ・新聞小売業(宅配専門)
  - ・畳小売業、建具小売業
  - ・店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売)



×印は売場面積に含めません。水色部分の面積を記入してください。

## 22 営業時間等

- 「1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)」又は「2 終日営業(24時間営業)」のどちらかを必ず○で囲んでください。
- 1の場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。
- 通信販売、インターネット販売については従業員の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- 新聞小売業(宅配専門)、牛乳小売業(宅配専門)は記入する必要はありません。
- 自動販売機の稼働時間は、営業時間とはしません。自動販売機を管理する事業所の営業時間を記入してください。

## 23 来客用駐車場の有無及び収容台数

- 「来客用専用駐車場」とは、自己所有又は契約等に基づき、貴事業所が単独で使用することができる来客用の駐車場をいいます。
- 業務専用駐車場は対象としません。
- 「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

## 24 チェーン組織への加盟の有無

- 「1 フランチャイズ・チェーンに加盟している」とは、事業所(フランチャイジー加盟店)が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売等を行っていることをいいます。
- 「2 ボランタリー・チェーンに加盟している」とは、事業所が、同一業種の事業所同士で、本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売出しなどを行う共同事業に加盟していることをいいます。
- 「3 いずれにも加盟していない」には、上記1、2にあたらない①レギュラーチェーン(直営店)、②メーカーの系列チェーン・特約店(自動車、事務機器、家電、化粧品など)、③元売り系列のガソリンスタンドなどがあたります。

# セルフサービス方式の判断基準

貴事業所が、セルフサービス方式に該当しているか否かの判断を行うにあたっては、以下の1、2の例示を参考にしてください。なお、例示がない場合は、「3. セルフサービス方式採用の条件」を参考に記入してください。

## 1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に該当する例	セルフサービス方式に該当しない例
○総合スーパー	*百貨店の他、商店街にある従来型の店舗形態を採用している、あるいは主に対面販売を中心とした事業所が該当します。
○専門スーパー(衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー)	○百貨店(デパート)
○ホームセンター	○衣服・身の回り品 呉服屋、寝具屋、毛皮コート店、作業服店、げた・草履屋、靴・袋物屋、ネクタイ屋、傘屋
○ドラッグストア	○飲食料品 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子屋、まんじゅう屋、つくだ煮屋、豆腐屋
○コンビニエンスストア	○自動車・自転車 自動車店、二輪自動車(スクーターを含む)店、自転車屋
○ワンプライスショップ(100円ショップなど)	○機械器具 家庭用電気店(家電量販店を含む)
○大型カー用品店	○その他 家具・建具屋、ふすま・障子屋、畳屋、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、調剤薬局、薬店、化粧品店、スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店、農業用機械器具店、花屋、植木屋、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド(セルフ形式を採用しているものを含む)、楽器店、コンパクトディスク(CD)店(音楽用のもの)、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

## 2. セルフサービス方式か否か紛らわしいもの

	セルフサービス方式に該当する例	セルフサービス方式に該当しない例
<衣服・身の回り品>	○衣料用品 ○靴店	・紳士服・婦人服専門店 ・主に対面販売を中心とした店
<飲食料品>	○酒店 ○鮮魚店	・酒量販店 ・主に対面販売を中心とした店
○パン店	・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店
○そう菜・弁当屋	・主にトレーを用いている店 ・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店
<その他>	○金物・荒物店 ○日用品雑貨店 ○医薬品店 ○書籍店(本屋)	・ホームセンター ・ワンプライスショップ(100円ショップ など) ・ドラッグストア ・主に古本を取り扱う量販店
○文具・事務用品店	・文具・事務用品量販店	・主に対面販売を中心とした店
○スポーツ用品店	・対面販売を必要としない商品を中心とした店	・スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店
○釣具店	・釣具量販店	・主に対面販売を中心とした店
○おもちゃ屋	・がん具量販店	・主に対面販売を中心とした店
○花・植木店	・園芸センター	・切り花等で主に対面販売を中心とした店(花屋、植木屋)
○中古品・リサイクルショップ	・対面販売を必要としない商品を中心とした店	・主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

## 3. セルフサービス方式採用の条件

- ◆「セルフサービス方式を採用している」とは、当該事業所の売場面積の50%以上の場合をいいます。
- ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
- ②店に備えられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ③売り場の出口などに設置されている精算所の支払いを行うシステムになっていること



# 記入のしかた（第2面）右下 25～27

25と26欄は、17(1)年間商品販売額に記入をしていて、「法人事業所」のみ記入する欄です。個人事業所、法人でない事業所は、記入の必要はありません。

## 25 年間商品仕入額の仕入先別割合

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合をいいます。
- 「③親会社」とは、生産業者である親会社（貴社の議決権を、50%を超えて直接所有する会社のことをいいます。ただし、50%以下であっても、貴社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表において貴社の直近上位に位置する会社を親会社とします。）から商品を直接仕入れた場合をいいます。
- 「⑥国外（直接輸入）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行った輸入をいいます。

25～27欄については、**法人事業所のみ**記入してください。（個人経営、法人でない団体は、記入する必要はありません）

25 年間商品仕入額の仕入先別割合	① 本支店間移動	② 自店内製造	生産業者		⑤ 卸売業者・その他	⑥ 国外（直接輸入）	合計
			③ 親会社	④ その他			
●平成25年1月から12月までの1年間（この期間で記入困難な場合は平成25年を最も多く含む決算期間）の商品仕入額について、その仕入先別割合を整数（小数点以下は四捨五入）で記入してください。				45	55		100%

26 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合	① 本支店間移動	② 卸売業者	③ 小売業者	④ 産業用使用者・その他	⑤ 国外（直接輸出）	合計

## 26 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

- 第2面「17 年間商品販売額等」(1)年間商品販売額「卸売販売額計」に記入がある場合に記入してください。
- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合をいいます。
- 「④産業用使用者・その他」とは、鉱工業、建設業、サービス業、飲食店、官公庁などに商品を販売した場合をいいます。
- 「⑤国外（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行った輸出をいいます。

27欄は、「法人事業所」のみ記入する欄です。

単独事業所は、(2)～(4)に記入してください。

本社・本店は、国内にある本店、支店などを含めた企業全体について、(1)～(4)すべてに記入してください。国外にある事業所は含めません。支店の場合は、記入の必要はありません。

## 27(1) 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額

- 「①商業事業所数」について、国外の事業所は含めません。また、飲食店、フランチャイズ店、消化仕入れの事業所も含めません。
- 「②従業者数」は、企業全体の商業事業所における常用雇用者及び有給役員を合計を記入してください。
- 「③年間商品販売額」については、企業外への商品販売額を記入します。ただし、国外にある自企業の支店に直接輸出した場合は、販売額に含みます。

## 27(2) 年初及び年末商品手持額

- 商品手持額とは、販売の目的で保有しているすべての手持商品額をいいます。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の事業所から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

さらに以下の項目は、単独事業所・本店である場合、**企業全体の商業事業所(店舗)**について記入してください。

27 企業の事業所数等	(1) 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額	
	●本店は、(1)から(4)までの全てに記入してください。 ●単独事業所は、(2)から(4)について記入してください。	① 商業事業所数 ●卸売業、小売業について、本店を含めて記入してください。
	2 事業所	15 人
	③ 年間商品販売額 ●平成25年1月から12月までの1年間（この期間で記入困難な場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の商品販売額を記入してください。 ●本支店間の商品振替額を除いて記入してください。	3 1 0 0 0 0 0 0 0 0 円
	(2) 年初及び年末商品手持額 ●平成25年の年初及び年末現在（記入困難な場合は、最寄りの決算日・権日）で記入してください。	① 年初商品手持額 8 0 0 0 0 0 0 0 円 ② 年末商品手持額 5 0 0 0 0 0 0 0 円
	(3) 年間商品仕入額 ●平成25年1月から12月までの1年間（この期間で記入困難な場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の商品仕入額を記入してください。	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 円
「電子商取引」について ●電子商取引とは、「商取引（＝経済主体間での財の商業的移転に關する受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換）のうち、物品の受発注に係る業務について、一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」をいいます。	(4) 電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合	① 電子商取引あり 年間商品販売額に占める電子商取引の割合 2 0 % ② 電子商取引なし 年間商品仕入額に占める電子商取引の割合 1 0 %

## 27(3) 年間商品仕入額

- 企業外からの商品仕入額を記入します。ただし、国外にある自企業の支店から直接輸入した場合は、仕入額に含みません。

## 27(4) 電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合

- 「電子商取引」とは、金銭的な対価を伴うもの、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約（受発注が確定）したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。

# 「事業所の事業の種類及び業態」欄の説明及び記入例

「事業所の事業の種類及び業態」欄については、以下の14ページから16ページまでを参考にして記入してください。

## 貴事業所で行っている事業

物の生産

サービスの提供

### 農業、林業 動植物を飼育、栽培する事業、林木を育成、陸生動植物を採取する事業

- 農業に直接関係するサービス業務も含まれます(庭園作り、花壇の手入れを行う場合も含まれます。)
- 林業に直接関係するサービス業務も含まれます(鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕を行う場合も含まれます。)
- もやし、かいわれ大根などの工場栽培も含まれます。
- × 公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成は、「建設業」に該当します。

### 漁業 水産動植物を採取、採捕する事業

- 漁業に直接関係するサービス業務も含まれます(漁業を行う事業所からの請負で網の設置、養殖場での餌まきなどを行う場合も含まれます。)

### 鉱業、採石業、砂利採取業 鉱物の掘採、採石、砂利を採取する事業

- 鉱物を探査するための地質調査や開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業も含まれます。

### 建設業 建設工事を行う事業

- 電気工事、管工事など建築物の一部の設備を工事する事業も含まれます。
- × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に該当します。

### 製造業 製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業

- 製造した製品を工場や建設業者、病院、ホテルといった、業務用に販売する場合や、同一企業の他の事業所に製品を引き渡す場合も含まれます。
- 他の事業所からの委託による貸加工も含まれます。
- × 製造して、その場所で消費者に小売を行っている場合は、「卸売業、小売業」に該当します。

### 情報通信業 情報の伝達、処理、提供などを行う事業

- 電気通信業、放送業、ソフトウェア業、データ入力業、サイト運営業、映画・ビデオ・テレビ番組制作業、新聞社、出版社なども含まれます。
- 携帯電話の契約、解約を行う代理店も含まれます(携帯電話の販売も併せて行っている場合は、「卸売業、小売業」にも該当します。)
- × 新聞、書籍等の印刷のみを行う場合は、「製造業」に該当します。

### 運輸業、郵便業 旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業

- 物品を保管することを業とする倉庫業、運輸に関するサービス業も含まれます(こん包、運送業務の代理なども含まれます。)
- × 自家用倉庫は倉庫を管理する事業所の産業に該当します。

### 卸売業、小売業 購入した商品を別の業者に販売したり、商品を個人や家庭に販売する事業

- 主として業務用に使われる商品を販売する場合も含まれます(事務用機器・家具、建設材料などを販売。)
- 手数料を得て、他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行う事業も含まれます。
- 製造して、その場所で消費者に小売をしている場合も含まれます。
- 同種の商品を販売・修理している場合も含まれます。
- 店舗を持たず、カタログ、新聞、インターネット等による通信販売を行う事業も含まれます。
- × 同一の場所で製造して卸売を行っている場合は、「製造業」に該当します。

### 金融業、保険業 資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業

- 資金取引の仲介を行う金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業なども含まれます。

●業種及び業態を選択する際の参考として、事業に関する説明や事例を紹介している、『経済センサス「事業の種類」検索辞典』をインターネット上で掲載しています。

【 経済センサス「事業の種類」検索辞典 】  
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/jiten/index.htm>

流通

### 不動産業、物品賃貸業 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業、物品を賃貸する事業

- 不動産の取引の代理・仲介を行う事業、駐車場業も含まれます。
- × 建物の建設を自ら行い、分譲する場合は、「建設業」に該当します。

### 電気・ガス・熱供給・水道業 各資源エネルギーの供給を行う事業

- 蒸気、温水、冷水等を導管により供給する事業なども含まれます。
- 下水道業を行う事業も含まれます。
- × 電気・ガス・水道事業所から検針・集金業務を請け負う場合は、「他の営利事業」に該当します。

### 学術研究、専門・技術サービス業 学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業

- 法律事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所などの専門的な知識を提供する事業及び研究所なども含まれます。
- デザイン業、建築設計業、機械設計業、商品検査業、写真業なども含まれます。
- 純粋持株会社も含まれます。

### 宿泊業、飲食サービス業 宿泊場所を提供する事業、客の注文に応じ調理した飲食料品を、その場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業

- 病院給食、施設給食、ケータリングサービスを行う事業も含まれます。
- × 飲食料品を作り置きなどし、販売する場合は、「卸売業、小売業」に該当します。

### 生活関連サービス業、娯楽業 個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業

- クリーニング業、理・美容業、浴場業、旅行業、冠婚葬祭業などのサービスを提供する事業も含まれます。
- 映画館、劇団、競馬場、野球場、フィットネスクラブ、パチンコ店など娯楽あるいは余暇利用・スポーツに係る施設を提供する事業も含まれます。

### 教育、学習支援業 学校教育や教養・技能などを教授する事業

- 学校の補習教育を行う学習塾、ピアノ教室、図書館、美術館、動物園なども含まれます。
- × 乳児又は幼児を保育する保育所は、「医療、福祉」に該当します。

### 医療、福祉 医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業

- 成人病集団検診業、健康保険組合など保健衛生や社会保険に関するサービスを提供する事業、保育所、老人ホーム、訪問介護事業なども含まれます。
- × 調剤薬局は、「卸売業、小売業」に該当します。
- × 獣医業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に該当します。

### 他の営利事業 他に当てはまらない営利事業

- 廃棄物処理業、自動車や機械等の整備・修理を行う事業も含まれます。
- 労働者を派遣する事業も含まれます。
- × 同種の商品を販売・修理している場合は、「卸売業、小売業」に該当します。

### その他 政治・経済・文化・宗教団体など

- 経済団体(実業団体、商工会議所など)、労働団体(労働組合、職員組合など)、学術・文化団体も含まれます。

その他のサービスの提供



# 「主な事業の内容」「生産品、取扱い商品又は営業種目」の記入例

※このページで掲載している記入例以外にも、15 ページ上の『経済センサス「事業の種類」検索辞典』で記入例を掲載していますので、ご参照ください。

## 商品を販売している場合

（「(4) 事業の業態」欄も記入してください。）

- ・ 作り置きした弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売（作り置き）」と記入してください。
- ・ 取扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- ・ 自ら製造を行わず、下請業者に製造（加工）させて、この事業所（自社）の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- ・ 主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類（コンビニエンスストア、スーパーなど）を付け加えます。
- ・ 商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
- ・ 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売（無店舗）」と記入してください。

### 注意

主に卸売業・小売業を営んでいる事業所の場合は「(3) 生産品、取扱い商品又は営業種目」の記入は不要です。

弁当の小売 (作り置き)	①	
	②	
	③	

各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	①	
	②	
	③	

婦人服の通信販売 (無店舗)	①	
	②	
	③	

## パチンコ景品交換所の場合

（「(4) 事業の業態」欄も記入してください。）

- ・ パチンコの景品交換所の場合は、「パチンコ景品交換所（〇〇の卸売）」のように記入してください。

パチンコ景品交換所 (金地金の卸売)	①	金地金
	②	
	③	

## 本社などで、管理事務を行っている場合

- ・ 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。
- また、「1 管理事務、2 自家用倉庫、3 補助的業務」欄の「1 管理事務」を○で囲んでください。
- ・ 純粋持株会社の場合は「純粋持株会社」と記入してください。

管理事務 (酒類の製造)	①	酒
	②	
	③	

純粋持株会社	①	
	②	
	③	

## 物品を製造（加工）している場合

（「(4) 事業の業態」欄も記入してください。）

- ・ 何を作っているのか（生産品の名称）、何から作っているのか（材料）、製品の用途、製造の方法などが分かるように記入してください。
- ・ 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- ・ 製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主か分かるように記入してください。

革製手袋の製造	①	ゴルフ用
	②	野球用
	③	防寒用

魚肉加工による 練り製品の製造	①	かまぼこ
	②	ちくわ
	③	ソーセージ

電化製品用プラスチック 製品の製造	①	テレビ用キャビネット
	②	電話機器体
	③	電気そうじ機器体

電子デバイス製造	①	集積回路
	②	液晶パネル
	③	

## 飲食サービス業の場合

（「(4) 事業の業態」欄も記入してください。）

- ・ 特定の料理を提供している場合は、飲食品の種類が分かるように「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- ・ 客の注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。
- ・ 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン（各種料理）」などのように記入してください。
- ・ 主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

天ぷら料理店	①	天ぷら
	②	刺身
	③	ビール

すし店（持ち帰り）	①	にぎり
	②	海鮮丼
	③	

ピザの宅配	①	ピザ
	②	パスタ
	③	グラタン

一般食堂	①	日替わり定食
	②	カレーライス
	③	親子丼